

条例第 17 条第 1 項用

中間検査・完了検査(現場検査)用図書作成及び取扱要領

対象の検査・届出

・枚方市開発事業等の手続等に関する条例第 26 条第 1 項及び第 2 項
(市条例第 17 条第 1 項に関する内容に限る)

オンライン申請はこちらから→
(枚方市電子申請サービス(Logo フォーム))
<https://logoform.jp/form/H276/468776>



令和 6 年 3 月
枚 方 市

目 次

1. 中間・完了検査(現場検査)申請取扱要領	1
2. 提出用検査申請書類一覧表	2
3. 条例第 17 条関係中間検査届出書(様式第 15 号)	3
4. 条例第 17 条関係完了検査届出書(様式第 14号)	4

1. 中間・完了検査(現場検査)申請取扱要領

枚方市開発事業等の手続等に関する条例第26条に規定する公共・公益施設の中間検査・完了検査については、次のとおり取り扱います。

(1)検査日

検査の実施日は、火曜日・木曜日の午後とします。ただし、当日が祝祭日の場合は、検査を行いません。また、雨天の場合は順延とする場合があります。

(2)検査受付

検査は、予約制、先着順です。

枚方市電子申請サービス(Logo フォーム)にて申請してください。

検査の受付締切は、2開庁日前の午前中までです。それぞれの受付締切日の午前中までに、関係図書の提出があるときに受付を行います。

例)火曜日の検査は前週の金曜日(金曜日又は月曜日が祝日の場合は木曜日)の午前中が締切

検査が混雑する場合など、検査日の予約状況でお断りする場合がありますので、ご了承ください。

(3)検査時間の決定

検査時間については、検査日の2開庁日前の夕方に決定します。決定した時間は、書類提出の際に使用したメールにお知らせします。

(4)実施方法

検査は、関係課による合同検査とし、現場が検査できる状態でない場合は実施しません。

また、検査は、各担当課が分かれて一斉に行いますので、対応できる人数での立会いをお願いします。

特に代理者及び施工者の方は、必ず立会いをお願いします。

検査に必要な機器等については、関係課に確認してください。

(5)条例中間検査

条例中間検査は、地下埋設管等の布設、道路側溝等の整備その他協議による整備等が完了し、道路舗装工事前の状態で行います。

(6)条例中間検査手直し

条例中間検査の結果、手直し等整備が必要な箇所がある場合は、関係課の指示等に基づき手直し工事を施工し、施工完了後に完了検査を受けてください。

(7)条例完了検査

条例完了検査は、工事完了(道路舗装工事完了、公共・公益施設工事完了、公共・公益施設移管等申請手続終了)後かつ分筆完了後(寄付ありの場合)に行います。

(8)条例完了検査手直し

条例完了検査の結果、手直し等整備が必要な箇所がある場合は、関係課の指示等に基づき手直し工事を施工し、関係担当課の再検査を受けてください。

(9)提出書類及び提出先

検査用図書は、提出用検査申請書類一覧表に基づき、枚方市電子申請サービス(LoGo フォーム)で提出してください。図面には縮尺を必ず明記してください。

ただし、押印が必要な書類や登記簿など原本の提出が必要な場合は、別途郵送または窓口にて審査指導課まで1部提出してください。

(10)検査合格証

完了検査終了後、関係課の完了報告をもって審査指導課が検査合格証を発行します。

(11)その他

この要領に定めるもののほか、関係課において特に必要とする図書等がある場合は、別途所管課に提出してください。

2. 提出用検査申請書類一覧表

		条例中間検査	条例完了検査
布条例第十七条第一項関係	第一号(共同住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・中間検査届出書 ・委任状(注1) ・位置図 ・配置図(土地利用計画図)・敷地断面図 ・敷地断面図 ・敷地求積図(協議区域全体の求積図、敷地求積図) ・その他必要図書(注2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・完了検査届出書 ・委任状(注1) ・位置図 ・配置図(土地利用計画図) ・敷地断面図 ・敷地求積図(協議区域全体の求積図、敷地求積図) ・その他必要図書(注2)
	第二号(三千㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・中間検査届出書 ・委任状(注1) ・位置図 ・配置図(土地利用計画図) ・敷地断面図 ・敷地求積図(協議区域全体の求積図、敷地求積図) ・その他必要図書(注2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・完了検査届出書 ・委任状(注1) ・位置図 ・配置図(土地利用計画図) ・敷地断面図 ・敷地求積図(協議区域全体の求積図、敷地求積図) ・その他必要図書(注2)
	第三号(区画変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・中間検査届出書 ・委任状(注1) ・位置図 ・配置図(土地利用計画図) ・敷地断面図 ・求積図(協議区域全体の求積図、敷地求積図、道路部分・側溝部分求積図) ・道路断面図・側溝詳細図 ・その他必要図書(注2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・完了検査届出書 ・委任状(注1) ・位置図 ・配置図(土地利用計画図) ・敷地求積図 ・求積図(協議区域全体の求積図、敷地求積図、道路部分・側溝部分求積図) ・道路断面図・側溝詳細図 ・その他必要図書(注2)

注1:代理届出の場合添付。押印の有無は問いません。

注2:協議内容によって、求積図(道路部分・側溝部分求積図)、道路断面図、側溝詳細図、ごみ置き場詳細図、緑地平面図、防火水槽詳細図などが必要です。詳細は関係課にご確認ください。

中間検査届出書

年 月 日

(あて先)
枚 方 市 長

開発者(建築主) 住 所
氏 名
電 話
代理人 住 所
氏 名
電 話

下記の開発事業に係る公共・公益施設の整備等に関し中間検査を受けたいので、枚方市開発事業等の手続等に関する条例第 26 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

協 議 種 別	条例第 17 条第 1 項 (第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号)
開 発 地 (建 築 位 置)	枚方市
条例第 17 条による協議 受付年月日及び番号	年 月 日 都調 第 17 - - 号
備 考	

完了検査届出書

年 月 日

(あて先)
枚 方 市 長

開発者(建築主) 住 所
氏 名
電 話
代理人 住 所
氏 名
電 話

下記の開発事業に係る公共・公益施設の整備等に関し、完了検査を受けたいので、枚方市開発事業等の手続等に関する条例第 26 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

協 議 種 別	条例第 17 条第 1 項 (第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号)
開 発 地 (建 築 位 置)	枚方市
条例第 17 条による協議 受付年月日及び番号	年 月 日 都調 第 17 - - 号
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
備 考	